

保 発0502第8号
年 発0502第4号
雇児発0502第4号
平成23年5月2日

地方厚生局（支）長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

厚生労働省年金局長
（公印省略）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（公印省略）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に
関する法律における厚生年金保険等の特例措置について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）については、年金制度においても発生後、直ちに所要の措置を講じてきたが、被害の甚大さに鑑み、さらに必要な措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号。以下「特定被災区域政令」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号。以下「特例裁定区域告示」という。）において、厚生年金保険法等の特例措置を設けることとしたところである。

同法は、平成23年5月2日に公布、施行されたところであり、厚生年金保険等の特例措置の内容については、下記のとおりであるので、御了知のうえ、市町村及び関係機関への周知方、格別の御配慮を願いたい。

なお、日本年金機構理事長に対して、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

第1 共通事項

1 東日本大震災の定義

東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2 特定被災区域の定義

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙1のとおりであること。

第2 標準報酬の改定の特例に関する事項

1 厚生労働大臣は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業が大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者の同年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて著しく低下した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

2 厚生労働大臣は、1により標準報酬月額の改定が行われた被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、標準報酬月額の基本となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

3 1において、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合とは、以下の場合をいうこと。

(1) 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。

(2) 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合については、別に定める日までは特例の対象となること。

(4) 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。

(5) その他上記(1)から(4)に準じた理由により、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。

4 1及び2において、報酬の額が著しく低下又は上昇した場合とは、適用事業所の事業が休業していること等により、給与が支払われていないか又は低下若しくは上昇した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下若しくは上昇する前の標

標準報酬月額等級との間に2等級以上の差（従前の等級が第2等級の場合には、報酬月額が、厚生年金保険の場合は9万3千円未満になったとき、健康保険の場合は5万3千円未満になったときを含む。）を生じた場合をいうものとする。また、この場合、固定的賃金の変動があったものとして取り扱って差し支えないものとする。

- 5 1又は2の特例により改定された標準報酬月額は平成23年8月31日までの標準報酬月額とし、平成23年9月1日からは、定時決定により決定された標準報酬月額を用いること。

その際、平成23年4月から同年6月までの間に1又は2の特例により標準報酬月額の改定があった場合には、同年7月以降の報酬の実態に鑑みて、平成23年4月から同年6月の報酬により定時決定を実施するよりも、特例による改定を維持することが適当である場合には、特例により改定された標準報酬月額により定時決定を行って差し支えないこと。

なお、平成23年7月から平成24年2月までの間に、1又は2の特例により改定された標準報酬月額については、平成24年3月以降随時改定がなされない限り、平成24年8月31日までの標準報酬月額とすること。

- 6 標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができるものであること。

第3 保険料の免除の特例に関する事項

- 1 厚生労働大臣は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業主から申請があった場合において、当該適用事業所が大震災により第2の3による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を免除することができるものとする。また、免除する期間については、最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）とすること。
- 2 1により保険料の免除を受けた適用事業所の事業主は、平成24年2月までの間において、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。
- 3 1において、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないという事態が生じている場合がこれに該当するものとする。
- 4 なお、上記1及び2により報酬にかかる保険料が免除されている場合は、賞与についても、概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか又は賞与の額が厚生年金保険の場合は10万1千円未満、健康保険の場合は6万3千円未満の場合には、賞与にかかる保険料の免除の対象となること。

- 5 保険料の額を免除された適用事業所であって厚生年金基金の設立事業所である場合には当該事業主が厚生年金基金に申し出ることによって保険料の額を免除された期間に納付すべき掛金又は徴収金のうち、免除保険料額を免除することができるものであること。

掛金又は徴収金を免除された事業主は、当該事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じなくなった旨を厚生労働大臣に届け出た場合には、その旨を厚生年金基金に届け出なければならないものとする。

第4 子ども手当関係

第3により保険料の額を免除された事業主については、平成23年10月末日納付分までの子ども手当の拠出金の額を免除するものとする。

第5 65歳裁定の特例に関する事項

1 老齢厚生年金の裁定の特例

厚生労働大臣は、特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示において定められる区域（別紙2）において、平成23年3月1日から災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定めた同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者に係る老齢厚生年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

2 老齢基礎年金の裁定の特例

1と同様に、厚生労働大臣は、別紙2の区域において、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に次の（1）から（4）までの給付を受ける権利に係る裁定を受けている者に係る老齢基礎年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

（1）特別支給の老齢厚生年金

（2）国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（3）地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（4）私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（私学教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

第6 死亡に係る給付の支給の特例に関する事項

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、厚生年金保険法及び国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の死亡に係る給付の支

給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定するものとする。

なお、「死亡に係る給付」とは、厚生年金保険法に規定する未支給の保険給付、遺族厚生年金及び厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付等並びに国民年金法に規定する未支給の給付、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金及び国民年金基金が支給する死亡に関する一時金等、確定給付企業年金法に規定する遺族給付金並びに確定拠出年金法に規定する死亡一時金をいうものであること。

第7 日本年金機構への委任

第2及び第3について、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

機構は、第2から第6に係る運用について疑義がある場合には、年金局まで照会すること。

第8 地方厚生局長等への委任

次の（1）及び（2）の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長へ委任すること。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこと。

- （1）第7において機構に委任した厚生労働大臣の権限に係る事務について、厚生労働大臣は、機構から厚生労働大臣が自らその業務を行うよう求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により当該事務の全部又は一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるとき、当該事務の全部又は一部を行うこととした場合における当該権限
- （2）（1）により、厚生労働大臣が、上記事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている当該事務の全部又は一部を行わないこととするとき、その旨の公示

また、（1）及び（2）の権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

第9 施行日等

この法律、政令、省令及び告示は公布の日から施行すること。ただし、第2及び第3については、平成23年3月1日から適用すること。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として
政令で定められた特定被災区域

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示
 において定められる区域

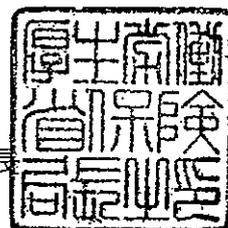
(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 亙理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市(美浜区に限る。) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

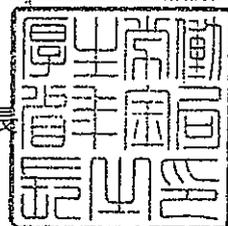
保 発0502第6号
年 発0502第3号
雇児発0502第3号
平成23年5月2日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省保険局長



厚生労働省年金局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に
関する法律における厚生年金保険等の特例措置について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（以下「大震災」という。）については、年金制度においても発生後、直ちに所要の措置を講じてきたが、被害の甚大さに鑑み、さらに必要な措置を講じるため、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号。以下「法」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」（平成23年政令第127号。以下「特定被災区域政令」という。）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令」（平成23年厚生労働省令第57号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号。以下「特例裁定区域告示」という。）において、厚生年金保険法等の特例措置を設けることとしたところである。

同法は、平成23年5月2日に公布、施行されたところであり、厚生年金保険等の特例措置の内容については次のとおりであるので、その実施にあたっては遺憾なきよう期されたい。

なお、今回の特例措置の内容に関し、被保険者、事業主に対する周知方、格別の御配慮を願いたい。

記

第1 共通事項

1 東日本大震災の定義

東日本大震災とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいうこと。

2 特定被災区域の定義

特定被災区域とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として特定被災区域政令で定めるものであり、具体的には別紙1のとおりであること。

第2 標準報酬の改定の特例に関する事項

1 厚生労働大臣は、平成23年3月11日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業が大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者の同年3月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の標準報酬月額の基本となった報酬月額に比べて著しく低下した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

2 厚生労働大臣は、1により標準報酬月額の改定が行われた被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成24年2月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、標準報酬月額の基本となっている報酬月額に比べて著しく上昇した場合、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、標準報酬月額を改定することができるものとする。

3 1において、適用事業所の事業が大震災による被害を受けた場合とは、以下の場合をいうこと。

(1) 大震災により適用事業所が損壊（生産設備の損壊等も含む。）するなど直接的な被害が生じている場合。

(2) 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により被害が生じている場合。

(3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合。

なお、原災法に基づく屋内退避指示の対象地域に、平成23年3月11日において現に事業所が所在していた場合については、別に定める日までは特例の対象となること。

(4) 原災法に基づく食品の出荷制限により被害が生じている場合。

(5) その他上記(1)から(4)に準じた理由により、適用事業所の事業が大

震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業等を余儀なくされたと判断される場合。

4 1及び2において、報酬の額が著しく低下又は上昇した場合とは、適用事業所の事業が休業していること等により、給与が支払われていないか又は低下若しくは上昇した報酬の額に基づく標準報酬月額等級と低下若しくは上昇する前の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差（従前の等級が第2等級の場合には、報酬月額が、厚生年金保険の場合は9万3千円未満になったとき、健康保険の場合は5万3千円未満になったときを含む。）を生じた場合をいうものとする。また、この場合、固定的賃金の変動があったものとして取り扱って差し支えないものとする。

5 1又は2の特例により改定された標準報酬月額は平成23年8月31日までの標準報酬月額とし、平成23年9月1日からは、定時決定により決定された標準報酬月額を用いること。

その際、平成23年4月から同年6月までの間に1又は2の特例により標準報酬月額の改定があった場合には、同年7月以降の報酬の実態に鑑みて、平成23年4月から同年6月の報酬により定時決定を実施するよりも、特例による改定を維持することが適当である場合には、特例により改定された標準報酬月額により定時決定を行って差し支えないこと。

なお、平成23年7月から平成24年2月までの間に、1又は2の特例により改定された標準報酬月額については、平成24年3月以降随時改定がなされない限り、平成24年8月31日までの標準報酬月額とすること。

6 標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る当該加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができるものであること。

第3 保険料の免除の特例に関する事項

1 厚生労働大臣は、平成23年3月1日に特定被災区域に所在していた適用事業所の事業主から申請があった場合において、当該適用事業所が大震災により第2の3による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている場合、当該報酬の支払いに著しい支障が生じている間において納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を免除することができるものとする。また、免除する期間については、最長1年間（平成24年2月末日納付分の保険料まで）とすること。

2 1により保険料の免除を受けた適用事業所の事業主は、平成24年2月までの間において、当該適用事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障がなくなったときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとする。

3 1において、報酬の支払いに著しい支障が生じている場合とは、事業の全部又は一部が休業していること等により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないか又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないと

いう事態が生じている場合がこれに該当するものとする。

4 なお、上記1及び2により報酬にかかる保険料が免除されている場合は、賞与についても、概ね過半の被保険者について賞与が支払われていないか又は賞与の額が厚生年金保険の場合は10万1千円未満、健康保険の場合は6万3千円未満の場合には、賞与にかかる保険料の免除の対象となること。

5 保険料の額を免除された適用事業所であって厚生年金基金の設立事業所である場合には当該事業主が厚生年金基金に申し出ることによって保険料の額を免除された期間に納付すべき掛金又は徴収金のうち、免除保険料額を免除することができるものであること。

掛金又は徴収金を免除された事業主は、当該事業所に使用される被保険者に対する報酬の支払いに著しい支障が生じなくなった旨を厚生労働大臣に届け出た場合には、その旨を厚生年金基金に届け出なければならないものとする。

第4 子ども手当関係

第3により保険料の額を免除された事業主については、平成23年10月末日納付分までの子ども手当の拠出金の額を免除するものとする。

第5 65歳裁定の特例に関する事項

1 老齢厚生年金の裁定の特例

厚生労働大臣は、特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示において定められる区域（別紙2）において、平成23年3月1日から災害の復旧の状況を勘案して厚生労働大臣が定めた同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に特別支給の老齢厚生年金の裁定を受けている者に係る老齢厚生年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

2 老齢基礎年金の裁定の特例

1と同様に、厚生労働大臣は、別紙2の区域において、平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する者であって、平成23年3月11日前に次の（1）から（4）までの給付を受ける権利に係る裁定を受けている者に係る老齢基礎年金を受ける権利については、その受給権者の請求がない場合であっても、必要があると認めるときは、裁定を行うことができるものとする。

（1）特別支給の老齢厚生年金

（2）国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（3）地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金（共済組合の組合員であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

（4）私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（私学教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に支給されるものに限る。）

第6 死亡に係る給付の支給の特例に関する事項

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が三月間分からない場合又はその者の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、厚生年金保険法及び国民年金法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定するものとする。

なお、「死亡に係る給付」とは、厚生年金保険法に規定する未支給の保険給付、遺族厚生年金及び厚生年金基金が支給する死亡に関する年金たる給付又は一時金たる給付等並びに国民年金法に規定する未支給の給付、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金及び国民年金基金が支給する死亡に関する一時金等、確定給付企業年金法に規定する遺族給付金並びに確定拠出年金法に規定する死亡一時金をいうものであること。

第7 日本年金機構への委任

第2及び第3について、厚生労働大臣の権限に係る事務は日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

機構は、第2から第6に係る運用について疑義がある場合には、年金局まで照会すること。

第8 地方厚生局長等への委任

次の（1）及び（2）の厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長へ委任すること。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこと。

- （1）第7において機構に委任した厚生労働大臣の権限に係る事務について、厚生労働大臣は、機構から厚生労働大臣が自らその業務を行うよう求めがあった場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により当該事務の全部又は一部を行うことが困難若しくは不適當となったと認めるとき、当該事務の全部又は一部を行うこととした場合における当該権限
- （2）（1）により、厚生労働大臣が、上記事務の全部又は一部を自ら行うこととし、又は自ら行っている当該事務の全部又は一部を行わないこととするとき、その旨の公示

また、（1）及び（2）の権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは地方厚生支局長に委任すること。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げないこと。

第9 施行日等

この法律、政令、省令及び告示は公布の日から施行すること。ただし、第2及び第3については、平成23年3月1日から適用すること。

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる市町村として
政令で定められた特定被災区域

(標準報酬の改定の特例及び保険料の免除の特例関係)

(第二条第一項関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(第二条第二項関係)

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市
栃木県	足利市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡多古町 同郡東庄町 山武郡横芝光町

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して特例裁定区域告示
 において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡檜葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市(美浜区に限る。) 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町